日刊

(日曜日、



東京都

規 目 程 選 次

39

	<b>都</b> ○労働基準監督	
2月、10分の後至の子もころに、2月に10万円で、2月に10万円である。	<ul><li>○ 労働者当監査核長として行る職材の行信に長する規則の一音を改回する規則</li></ul>	○公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(今僅書当監査権長として行る職権の不信に長する規則の一部を改正する規則

 $\equiv$ 

_
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
等の
範
西を占
定め
る規
則の
一部
をみ
正
する
規則
i
:
:
$\equiv$

### 訓 숚 (監

示 (労

### 示 (収用委)

### (海区漁調)

○東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正…………

### 規 程 交

○東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程………………… ○東京都交通局非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を

1

### ### #############################
9る規程の一部を改正する規程
休日、休暇等に関する規程の一
、費用弁償及び期末手当に関する規程の一
示
(東京都水道局支所及び東京都水道局営
程
部を改正する規程
の一部を改正する規程

訓

○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程…………

元 рц

元

Ŧ.

Ħ.

൛ൎ

○東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部

休日、休暇等に関する規程の一部を改正

൛디

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、

○東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程………………||

○東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正

ㅁㅁ

同

3

同

方二五ミ

用 投票用紙

同

を

リメート

別表第一

一の項中

令和三年三月三十一日

東

委

委

頁

会

別表第二中

 $1 \cdot 2 \cdot 3$ 

京

員

1002, 2002

選

筝

管

理

を

管 理

都

숦

東

京

都

同

2 3 Ø

リメート 方一二ミ

同

同

同

に改める。

同

3

同

方二五ミ

投票用紙

同

リメート

用

### 令和3年3月31日(水曜日) 所属所長及び委任事務等の決定)の一部改正…………………………………………(同)…|云○昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号(東京都職員共済組合の所属所、 ○東京都職員共済組合定款の一部変更…………………………………………………(同)…|六 ○東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程………(東京都職員共済組合)…|云

### 規 程

### ●東京都選挙管理委員会規程第一号 選)

部を次のように改正する。 東京都選挙管理委員会公印規程 (昭和四十四年東京都選挙管理委員会規程第二号)

東 京 都 選 挙 管理 委

### 員 会

### ●東京都人事委員会規則第三号

東 京

都

人

事 委

員

会

東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

のように改正する。 東京都人事委員会処務規則 東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則 (昭和五十一年東京都人事委員会規則第六号)

第四条第三項中「電気技術」の下に「、情報通信技術」を加える。

則

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

京 都 人 事 委 員

東

会

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

●東京都人事委員会規則第四号

の一部を次のように改正する。 東京都職員の退職管理に関する規則 (平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号)

1.2

<del>\_\_\_\_\_</del>

京 都

管 理 員 会

東

選 挙 員

東

選

委

この規程は、公布の日から施行する。

規

則

人

附

則

1002.2002.3.3002

委

京 管 会 理 都

に改める。

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則

の一部を次のように改正する。

会規則第一号)

策本部長」に改める。

別表一の部二の項中

第二条第一項第五号中

「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、

住宅政

この規則は、

令和三年四月一日から施行する。

附

則

令和3年3月31日(水曜日)

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

東

京

都

人

事 委

員

会

令和三年三月三十一日

3

別表第 中 「公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 公益財団法人城北労働・福祉センター を 「公益財団法人後藤

安田記念東京都市研究所」に改める。

則

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則を公布す

令和三年三月三十一日

●東京都人事委員会規則第五号

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規

る。

東

京 都 人 事 委

員 会

**令和三年三月三十一日** 

●東京都人事委員会規則第七号

(平成二十三年東京都人事委員

の一部

別表第一中「中学校の校長・副校長・経営企画課長」 を 「中学校の校長・副校長・経 小学校の校長・副校長・経

営企画課長

二の部団の項中「東京都立各中等教育学校」の下に「(附属小学校を含む。)」を加え

戦略政策情報推進本部」

を

「都民安全推進本部」に改め、

同表

都民安全推進本部

別表第二知事部局の項中「・戦略政策情報推進本部」及び「・行政改革推進部行政改

め、同表人事委員会事務局の項中「・課長代理(課務担当)」を削る。

則

### ●東京都人事委員会規則第六号

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

別表第一中 「公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 を「公益財団法人後藤・

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則 (平成十四年東京都人事委員会規

則第一号)の一部を次のように改正する。

公益財団法人城北労働・福祉センター

安田記念東京都市研究所」に改める。

則

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

# 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

東

京

都

人 事 委 員

会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則 (昭和四十一年東京都人事委員会規則第七号)

を次のように改正する。

営企画課長\_ に改める。

革課課長代理 長代理(団体担当)」を「・課長代理 (行政改革総括担当)及び課長代理 (団体担当) (行政改革担当)」を削り、 ・課長代理(行政管理担当) 」に改 「及び課

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

### 訓

### 令 (監

### ●東京都監査委員訓令第一号

ように改正する。 東京都監査事務局処務規程(昭和五十六年東京都監査委員訓令第二号)の一部を次の

東

京

都

監

査

事

務

局

令和三年三月三十一日

= --I

東京都監査委員 山 内

晃

東京都監查委員 早 坂 義 弘

東京都監査委員 茂 垣 之 雄

東京都監査委員 岩 田 喜美枝

東京都監查委員 松 本 正一郎

の下に「、デジタルサービス局」を加え、同項に次の一号を加える。

第六条の表監査第一課の項第一号中「、戦略政策情報推進本部」を削り、

「総務局

即最言葉をとしてなり、引き位を与三県の負急したコ「なども草をとして」、と草を下第六条の表監査第二課の項第一号中「及び決算審査」を「、決算審査及び内部統制評人」内部統制評価報告書審査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

及び内部統制評価報告書審査」に改める。価報告書審査」に改め、同表監査第三課の項第一号中「及び決算審査」を「、決算審査

阿則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

### 示(労)

告

### ●東京都労働委員会告示第一号

東京都労働委員会公印規程(平成八年東京都地方労働委員会告示第一号)の一部を次

のように改正する。

令和三年三月三十一日

- |

第十条第二項中「公印照合・押印欄に」の下に「署名し、若しくは」を加える。

東

京

都

労

働

委

員

会

### 附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

### 示(収用委)

告

### ●東京都収用委員会告示第二号

東京都収用委員会公印規程(昭和六十年東京都収用委員会告示第二号)の一部を次の

ように改正する。

令和三年三月三十一日

東京

都収

用

委員

会

第一条中「管守」を「管理」に改める。

第二条中「、用途及び管守者」を「及び用途並びに公印管理者」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 事務局長は、公印を改刻等のため使用しなくなつたときは、特に保存する必要

第五条中「公印台帳(別記第一号様式)」を「別記第一号様式による公印台帳」に改があるものを除き、裁断又は焼却の方法によりこれを廃棄しなければならない。

第六条中「公印管守者」を「公印管理者」に、「公印事故届書(別記第二号様式)」

める。

| を「別記第二号様式による公印事故届」に改める。

第七条第一項中「公印管守者」を「公印管理者」に、

「置くことができる」を「置

く」に改め、同条第二項中「事務局長が所属職員」を「公印管理者が自己の指揮監督す

る職員」に、「命免」を「指名」に改める。

め、同条第三項中「公印管守者又は主任に事故がある場合は、公印管守者」を「公印管第八条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「公印管守者」を「公印管理者」に改

理者又は主任が不在であるときは、公印管理者」に改める。

収納し」を「公印管理者は、公印を常に公印箱に収納することのほか、盗難、紛失及び第九条の見出し中「管守」を「管理」に改め、同条第一項中「公印は、常に公印箱に

不適正な使用を防止するために必要な措置を講じるとともに」に改める。

第十条第一項中「公印使用簿(別記第三号様式)」を「別記第三号様式による公印使

者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 下に「署名し、若しくは」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」 用簿」に、 **「前二項」に、「照合した」を「公印照合を行った」に、「公印管守者」を** 第十条第三項中「公印管守者」を「公印管理者」に改め、 「公印照合」という。)」を加える。 「添えて、 公印管守者」を「添え、 公印管理者」に改め、 「公印照合・押印欄に」 「照合」の下に 「公印管理

2 第十条に次の一項を加える。 ができる。この場合においては、公印使用簿への記入を要しないものとする。 済みの起案文書の添付に代えて、文書総合管理システムにより公印照合を受けること 前項の規定にかかわらず、 公印管理者又は主任が特に必要と認める場合には、 決定

5 は、この限りでない。 勤務時間外にあつては、 公印の使用は、禁止する。ただし、緊急やむを得ない場合

引き渡さなければならない」に改め、 様式による公印事前押印・刷り込み文書等処理簿」に、 前押印をした文書等を施錠できる書庫等において適切に管理するとともに、別記第五号 管守者」を「別記第四号様式による公印事前押印・刷り込み申請書を公印管理者」に改 合」に改め、同条第二項中「公印事前押印・刷り込み申請書 第十一条第一項中「公印管守者」を「公印管理者」に、 同条第三項中「公印事前押印・刷り込み文書等処理簿(別記第五号様式)」を「事 同条第四項中 「公印管守者に回付しなければならない」を「公印管理者に 同条第五項中「公印管守者」を「公印管理者」に、 「公印管守者」を「公印管理 「同項の照合」を「公印照 (別記第四号様式)を公印

第十二条中「公印管守者」を「公印管理者」に改める。

「回付」を「引渡し」に改める

別記第一号様式及び第二号様式中「炒田寧中・」を「炒田寧 ― 」に改める。 別表第一中 「公印管守者」を「公印管理者」に改める。

公 留守者 公 管理者 」に改める。

を -

別記第五号様式中「以 別記第四号様式中「公田館中本」を「公田館出本」に改める。 亞 徊 4 本 を一分 프 胍 Ш

5

些 数 を 癀 뺧 樊」に改める。

附 則

この規程は、 令和三年四月一日から施行する。

(この告示により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都収用委員会公印規程の様式

所

を の

2

1

要の修正を加え、 なお使用することができる。

### 令 (海区漁調

訓

# ◉東京海区漁業調整委員会訓令第一号

漁業調整委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。 東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程 (平成十六年東京海

**令和三年三月三十一日** 

別表第一中 「大島町元町字オンダシ」を「大島町元町字赤禿」に改める。 東京海区漁業調整委員会

則

この訓令は、 令和三年五月六日から施行する。

### 規 程 交

### ●交通局規程第二十三号

東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和三年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤

淳

東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の職名に関する規程 (昭和四十六年交通局規程第一号) の一部

を次のように改正する。 別表中「電気技術」を「電気技術 情報通信技術」に改める。

則

ļ. に

П

立

この規程は、 令和 三年四月一日から施行する。

れている場合

### ◉交通局規程第二十四号

る規程を次のように定める。 東京都交通局非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正す

令和三年三月三十一日

東京都交通局長 内

淳

東京都交通局非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する規程の一

部を改正する規程

東京都交通局非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する規程 (平成二十七年

交通局規程第九号)の一部を次のように改正する。 第九条第二項中「の各号」を削り、第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二

一 会計年度任用職員勤務時間規程第十七条の規定により母子保健健診休暇を承認さ

号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

三 会計年度任用職員勤務時間規程第十八条の規定により妊婦通勤時間を承認されて

第十五条第二項第三号中「第九条第二項第四号」を「第九条第二項第六号」に改める。 いる場合

(水

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

附

則

### 規 程

## ●東京都水道局管理規程第九号

東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都水道局長 浜

佳 葉子

東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程

のように改正する。 東京都水道局庁内管理規程 (昭和五十年東京都水道局管理規程第十三号)の一部を次

> 別記様式第一号中「 様式第1号 」を 第1号様式 」 ご、

用

併

甪

严 嚮 ′

> (11) 开 ′

を 甪

严

「イキレナ」に改める。 別記様式第二号中「燕式第2号」を「第2号燕式」に改め、 「圕」を削り、 「仕」を

別記様式第三号中「蕪式第3号」を「第3号蕪式」に改め、

「 主

严

嶽

を「弁 に改める。

別記様式第四号中「様式第4号」を「第4号様式」に、

								_
							課	
							名	最 終
							开	淡
							21,	退出
							名	格
							印	
							推成工	ロブ Kệ <i>本</i> 江
							責任者印	室内取締

を

7 令和3年3月31日(水曜日) 東 京 都 公 報 (増刊 39) 2 1 ●東京都水道局管理規程第十号 東京都水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 用紙で、現に残存するものは、 別記様式第五号中「蒸式第5号」を「第5号蒸式」に改め、 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局管理規程の様式による この規程は、 誤 令和三年三月三十一日 附 ′位 最 則 绞 令和三年四月一日から施行する。 嵬 天 E 萍 ′ 所要の修正を加え、 確認者 室内取締 責 任 者 なお使用することができる。 に改める。 「印」を削る。 改める。 2 うに改正する。 ●東京都水道局管理規程第十一号 1 規程により改正されるものに限る。)による用紙で、 別記第五号様式中 別記第二号様式及び第四号様式中「圕」を削る。 東京都水道局公印規程 第十三条第二項中「公印欄に」の下に「署名し、又は」を加える。 正を加え、なお使用することができる。 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局管理規程の様式(この この規程は、令和三年四月一日から施行する。 附 東京都水道局公印規程の一部を改正する規程 でお届けします。 次のとおり印影印刷文書・事前押印文書・電子印影に事故がありましたの 次のとおり印影印刷文書・事前押印文書・電子印影に事故がありましたの 事故のあつた文書名・電子印 影 事故のあつた文書名・電子印影 則 (昭和三十七年東京都水道局管理規程第二号) 東京都水道局長

(里)

に

浜

佳

葉子

の一部を次のよ

亚

を

東京都水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

現に残存するものは、所要の修

令和三年三月三十一日

東京都水道局長 浜

佳

葉 子

東京都水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の職名に関する規程 (昭和四十六年東京都水道局管理規程第十号)

別表中「電気技術」を「電気技術 部を次のように改正する。

情報通信技術」に改める。

この規程は、 令和三年四月一日から適用する。

# ●東京都水道局管理規程第十二号

東京都水道局職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次

令和三年三月三十一日

のように定める。

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する規程の一部を改正す

東京都水道局職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する規程 (平成七年東京都水道局管

理規程第四号) 第五条第四項中「職場」の下に「(ただし、本庁職場 の一部を次のように改正する。 (東京都水道局分課規程

二十七年東京都水道局管理規程第五号)第一条に定める局の分課のうちその所在地が新 宿区西新宿二丁目八番一号にあるものに属する職員の勤務する場所をいう。以下同 )に限る。)」を加える。

表ロ中「本庁職場」の下に「及び多摩水道改革推進本部」を加え、同表ロの表三の項中 道改革推進本部 のに属する職員の勤務する場所をいう。以下この表において同じ。)」を「及び多摩水 別表第一イ中「(東京都水道局分課規程 第一条に定める局の分課のうちその所在地が新宿区西新宿二丁目八番一号にあるも (調整部及び施設部に限る。以下この表において同じ。)」に改め、同 (昭和二十七年東京都水道局管理規程第五

> ア 午前八時から午後四時四十五分まで

イ 午前八時三十分から午後五時十五分まで を

ゥ 午前九時から午後五時四十五分まで

アア 午前七時三十分から午後四時十五分まで

イ 午前八時から午後四時四十五分まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ゥ

に改める。

午前九時から午後五時四十五分まで

午前九時三十分から午後六時十五分まで

オ 工

力 午前十時から午後六時四十五分まで

則

この規程は、

令和三年四月一日から適用する。

●東京都水道局管理規程第十三号

る規程を次のように定める。 東京都水道局非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正す

令和三年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳

一葉子

東京都水道局非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する規程の一

部を改正する規程

(昭和

東京都水道局管理規程第八号)の一部を次のように改正する。 東京都水道局非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する規程(平成二十七年

する規程」を「東京都水道局非常勤職員の報酬、 第六条第三項中「東京都水道局会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関 費用弁償及び期末手当に関する規程」

二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。 第十五条第二項中「の各号」を削り、 第四号を第六号とし、 第三号を第五号とし、第 に改める。

会計年度任用職員勤務時間規程第十三条及び第十六条の規定により母子保健健診

休暇を承認されている場合

を承認されている場合 会計年度任用職員勤務時間規程第十三条及び第十七条の規定により妊婦通勤時間

第二十三号第二項第三号中「第十五条第二項第四号」を「第十五条第二項第六号」

改める。

附 則

この規程は、 令和三年四月一日から施行する。

### 告 示

水

●東京都水道局告示第二号

設置) 昭和六十一年東京都水道局告示第六号(東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

東京都水道局長 浜

文

佳 葉子

京区及び台東区」に改め、 東京都水道局文京営業所の項を削る。

表中東京都水道局千代田営業所の項所管区域の欄中「及び豊島区」を「、豊島区、

### 規 程 (下水)

# ●東京都下水道局管理規程第九号

東京都下水道局局議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和 賀井 克 夫

東京都下水道局局議規程の一部を改正する規程

東京都下水道局局議規程 (昭和四十二年東京都下水道局管理規程第三十五号)

を次のように改正する。

第三条第一項中「技監」の下に「、流域下水道本部長」を加え、 「、担当部長及び流

域下水道本部長」を「及び担当部長」に改める。

9 事案」を「に付議する事案」 第五条第一項中「開催日の前日までに」及びただし書を削り、同条第二項中「の付議 に改める

第六条を次のように改める

(開催)

に

第六条 局議は、 局長が必要と認めるときに開催するものとする。

附 則

この規程は、 令和三年四月一日から施行する。

# ●東京都下水道局管理規程第十号

**令和三年三月三十一日** 

東京都下水道局流域下水道本部処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

東京都下水道局長 和 賀 井

克

夫

東京都下水道局流域下水道本部処務規程の一部を改正する規程

(昭和四十九年東京都下水道局管理規程第十

七号)の一部を次のように改正する。

東京都下水道局流域下水道本部処務規程

第一条中「流域下水道施設の建設並びに建設された施設の管理に関する事務」

を

次

流域下水道施設の建設及び建設された施設の管理に関すること。

同条に次の三号を加える。

に掲げる事項」に改め、

市町村の下水道事業に係る下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の施行

同 以

法第二条の二で規定する流域別下水道整備総合計画の策定に関することを除く。

下同じ。)に関すること。

市町村の下水道事業への指導及び助成に関すること。

第三条の表管理部の部管理課の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加

本部の固定資産の管理に関すること。

0)

部

える。

第三条の表管理部の部経理課の項第二号中「本部の固定資産の管理」を「市町村の負

同表技術部の部計画課の項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二

号を加える。

担金」に改め、

Ŧī. 市町村の下水道事業に係る下水道法の施行に関すること。

市町村の下水道事業への指導及び助成に関すること。

 $\mathcal{H}$ 

年

項を第三項とし、 第四条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、 第一項の次に次の一項を加える。 同項を同条第四項とし、 同条中第二

2

技術部に、市町村下水道担当課長を置く。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

# ●東京都下水道局管理規程第十一号

東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

次のように改正する。 別記様式第一号中 東京都下水道局庁舎管理規程(昭和五十年東京都下水道局管理規程第一号)の一部を 様式第1号 を ,「別記 第1号様式 」

を

**(E)** 

に改める。

甪

严

氏

₩

顯

業 严 嚮 ₩

主

(収納箇所控)

振込確認印

を

主管部課名

に改める。

別記様式第二号中 様式第2号 第2号様式 に改め、 「圕」を削り、

平 Д 日付」を「年 Д 田本け」に改める。

附 則

この規程は、 公布の日から施行する。

(収納箇所控)

# ●東京都下水道局管理規程第十二号

に定める。 東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程を次のよう

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程 東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程(平成十一年東京都下水道局管理

規程第四十号)の一部を次のように改正する。

主管部課名	(請求者交付用)	主管部課名		別記第十号様式中
取扱者印	L		(請求者交付用)	主管部課名
		ĸ		取 极 者 印
			<u> </u>	を

11 令和3年3月31日(水曜日) 東 京 都 公 報 (増刊 39) 局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。 次のように定める。 ●東京都下水道局管理規程第十三号 東京都下水道局長が保有する個人情報の保護等に関する規程 東京都下水道局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を 別記第八号様式中 この規程は、令和三年四月一日から施行する。 (収納箇所控) 主管部課名 主管部課名 令和三年三月三十一日 (請求者交付用) 東京都下水道局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正 附 する規程 則  $\mathbb{H}$ (請求者交付用) 管部課名 取 払込確認用 東京都下水道局長 亵 桝 T) に、 を 取 和賀井 (平成三年東京都下水道 亵 桝 晋 克 を 夫 程を次のように定める。 都下水道局管理規程第四十一号) ●東京都下水道局管理規程第十四号 東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規 別記第九号様式中 東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程 この規程は、 (請求者交付用) 主管部課名 主管部課名 **令和三年三月三十一日** (収納箇所控) 改正する規程 東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の一部を 則 令和三年四月一日から施行する。  $\mathbb{H}$ (請求者交付用) 管部課名 の一部を次のように改正する。 東京都下水道局長 に に改める。 取 和賀井 亵 妝 (平成二十七年東京 哥 克

夫

を

程を次のように定める。

令和3年3月	31日(水	曜日) 12
_	ו	_
主管部課名	(収納箇所控)	主管部課名
	払込確認印	取扱者印
に 改 め る。		<i>を</i>

(収納箇所控)

附 則

この規程は、 令和三年四月一日から施行する。

# ●東京都下水道局管理規程第十五号

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め

令和三年三月三十一日

東

京

る。

都

公

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

第十六号)の一部を次のように改正する。 東京都下水道局企業職員の職名に関する規程(昭和四十六年東京都下水道局管理規程

別表二の項中「電気技術」を「電気技術 情報通信技術」に改める。

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

### 則

# ●東京都下水道局管理規程第十六号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局企業職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する規程の一部を

改正する規程

水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。 東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下

別表第一口を次のように改める。

本庁職場以外に勤務する職員

務の職員 のうち三交替勤 関 が で 様 機 で 後 職 員 数 数 数 数 の 業 の 業 の 業 の 業 の 、 業 の 、 業 数 数 の 、 業 数 、 業 数 、 業 数 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	員のうち日勤の職員のかり、
一 三交替勤務 一 三交替勤務 一 三交替勤務 一 午前零時四十五分 まで ら午後四時十五分ま で 午後四時十五分ま で 午後四時十五分ま で 午後四時十五分ま で 午後四時十五分ま で 千後四時十五分ま で 千後四時十五分ま で 十前零時四十五分 まで まで まで まで まで 一 午前零時四十五分 まで	一 午前七時三十分から 午後四時十五分まで 二 午前八時から午後四 時四十五分まで 三 午前八時から午後四 時四十五分まで 四 午前九時三十分から 下後五時十五分まで 四 午前九時三十分から 下後六時十五分まで 午後六時十五分まで 午後六時十五分まで
所属長が正規の とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。	大十分とし、 一次十分とし、 大十分とし、 に割り振るもの とする。
とはできない。 とはできない。 とはできない。 とはできない。 とはできない。 とする。 たまの が が に 制り 振る を が に 規の 動 務 時 間 の は 終 た に れ の は め り た る 。 た る 。 た る し 。 と し る 。 と る 、 と る と る と る と の と し る と の と の と の と の と の と の と の と の と の と	在

13 令和3年3月31日(水曜日)	東京都公報	(増刊 39)
まで ら午後六時十五分ま ら午後六時十五分ま で 一年前零時四十五分 まで 一年前零時四十五分 まで ・一年前零時四十五分 まで ・一年前十時から午後 ・一年前十時から午後	四 三交替勤務 二 午前零時四十五分まで	□ 午前八時から午後 四時四十五分まで 四時四十五分まで の午前零時四十五分 まで 三 三交替勤務 三 三交替勤務 ○ 午前 不時三十分か から午前 九時三十分か よで 年前八時三十分かまで

附

則

●東京都下水道局管理規程第十七号

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

する規程を次のように定める。 東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の

一部を改正する規程

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程(平成二十七

年東京都下水道局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「の各号」を削り、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二

号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

一 会計年度任用職員勤務時間規程第十七条の規定により母子保健健診休暇を承認さ 三 会計年度任用職員勤務時間規程第十八条の規定により妊婦通勤時間を承認されて れている場合

員 る職員以外の職 が の職	
一 午前七時三十分から 午後四時十五分まで 二 午前八時から午後四 時四十五分まで 午後五時十五分まで 四 午前九時から午後五 時四十五分まで 四 午前九時三十分から 年後六時十五分まで 午後六時十五分まで 午後六時十五分まで	まで の午前零時四十五分 の午前零時四十五分
一時まで 一時まで ・ 後	

14

いる場合

# 第十六条第二項第三号中「第九条第二項第四号」を「第九条第二項第六号」に改める。

### 附 則

### この規程は、 令和三年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十八号 東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

### 東京都下水道局長 和賀井 克

夫

東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程

部を次のように改正する。 東京都下水道局会計事務規程 (昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十号)の

第三十一条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加

2 支払の事実を確認できる措置が講じられていると認めるときは、領収証書を交付しな いことができる。 前項後段の規定にかかわらず、経理部及び収納箇所の企業出納員が納入者において

別記第一号様式表、第一号様式の二裏及び第一号様式の四表中「圕」を削る。

に改める。 別記第二号様式(その一)中「取扱番印」を「取扱番」に、「確認印」を「確認番」

別記第二号様式(その二)中「母談番印」を「母談番」に改める。

別記第二号様式(その三)中「圓」を削り、

取扱者印

を\_

取扱者

に、

「及び取扱者印」や「及び取扱者名」に

別記第四号様式中「圕」及び「臼」を削る。

改める。

則

この規程は、

1

令和三年四月一日から施行する。

定める。

(この規程により改正されるものに限る。) による用紙で、現に残存するものは、

2

この規程の施行の際、

この規程による改正前の東京都下水道局会計事務規程の様式

所

要の修正を加え、なお使用することができる。

# ●東京都下水道局管理規程第十九号

東京都下水道事業の施行に伴う代替地の売払いに関する規程の一部を改正する規程を

次のように定める。

**令和三年三月三十一日** 

東京都下水道局長 和賀井

克

夫

東京都下水道事業の施行に伴う代替地の売払いに関する規程 東京都下水道事業の施行に伴う代替地の売払いに関する規程の一部を改正 (昭和四十六年東京都下

水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「⑮」を削る。

別記第三号様式中「あて」を「浴」に改め、 「圕」を削る。

則

この規程は、公布の日から施行する。

1

2

地の売払いに関する規程別記第二号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存する ものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道事業の施行に伴う代替

●東京都下水道局管理規程第二十号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程を次のように

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克

夫

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程 (昭和四十八年東京都下水道局管理

規程第十二号) の一部を次のように改正する。

「○・一パーセント」を「○・三パーセント」に改める。

別記第一号様式表中「⑮」を削る。

別記第二号様式中「あて」を「治」に改め、 

を削る。

に改める。 別記第三号様式中「あて」を「治」に改め、 を削り、 「ご承知」を「御承知」

別記第六号様式から別記第八号様式までの規定中「臼」を削る。 附 則

別記第五号様式中「あて」を「治」に改め、

「EI」を削る。

別記第四号様式中「Fリ」を削る。

1

この規程は、

令和三年四月一日から施行する。

2 貸付条例施行規程第六条の規定により貸付けの利率を決定した移転資金に係る利率に ついては、なお従前の例による。 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の公共事業の施行に伴う移転資金

### 訓 令 議

●東京都議会議長訓令第一号

東 京 都 議 会 議 会 局

ように改正する。 東京都議会議会局組織規程 (昭和五十一年東京都議会議長訓令第一号) の一部を次の

令和三年三月三十一日

東京都議会議長 石 Ш 良

十五号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、 第十二条の表管理部の部総務課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、 同部経理課の項に次の一号を加える。 第

局事務事業の企画及び調整に関すること。

則

この訓令は、 令和三年四月一日から施行する。

15

### 雑

### 報

東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 多 羅尾 光

睦

# ●東京都職員共済組合規程第三号

東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合公印規程(昭和三十七年東京都職員共済組合規程第二号) の一部

を次のように改正する。

第十一条第二項中「公印照合・押印欄に」の下に「署名し、又は」を加える。

別記第七号様式中「冷分印」を「冷分啦」に改める。

則

1 この規程は、 令和三年四月一日から施行する。

2 七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用すること この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合公印規程別記第

ができる。

# ●東京都職員共済組合告示第二号

長及び委任事務等の決定)の 昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号(東京都職員共済組合の所属所、 一部を次のように改正する。

所属所

令和三年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長

多 一羅尾

光

睦

別表第一中

戦略政策情報推進本部 都民安全 一推進 本 部

長戦略政策情報推進本部 都民安全推進本部長

を

財 都 民 安全推 進 本 · 部 都民安全推進本部長 に、

三十八・一四」を「一、

〇〇〇分の三十五・八八」に、

デジタルサー 務 務 局 局 財 財 務 局 長 長 に、 を

財

- ビス局 デジタルサービス局長

委員会事 務 庁 局 牧 育 収用委員会事務局 長 長 を

教 収

用

収 用 委員会事 務 局 収 用委員会事務局長 に

改める。 附

この告示は、 令和三年四月一日から施行する。

2

東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。 令和三年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光

東京都職員共済組合定款の一部変更について

告)の一部を次のように変更する。 東京都職員共済組合定款 (昭和三十七年十二月一日公

を含む。)」を加える。 ない議員が組合会に出席した場合における当該出席の方法 第二十二条第一号中 「場所」の下に「(当該場所に存し

を「一、〇〇〇分の三十七・七」に、「一、〇〇〇分の五 第四十五条第一項の表中「一、○○○分の四十・○五」

(増刊

を

「一、○○○分の九・○」に、

「一、〇〇〇分の

行 発

東

39)

める。 九・五二」に改める。 「一、○○○分の四十一・九六」を「一、○○○分の三十 四に、 第四十五条の二中「千分の八十・一」を「千分の七十五 「千分の十一・八」を「千分の十八・○」に改

七十九円」に改め、同条第二号中「二千九百六十四円」を 「二千三百三十三円」に改め、同条第三号中「千四百四十 第四十七条の二第一号中「二千二百十五円」を「千七百 を「千四百二十七円」に改める。

(施行期日)

1 この変更は、 令和三年四月一日から施行する。

げる金額とする。 令第一号)第七条第一項の規定により定款で定める金額 組合法施行規程(昭和三十七年総理府・文部省・自治省 定にかかわらず、令和三年度における地方公務員等共済 変更後の東京都職員共済組合定款第四十七条の二の 次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲

短期経理 千七百七十九円

厚生年金保険経理 二千三百三十三円

 $\equiv$ 退職等年金経理 千四百二十七円

経過的長期経理 二百三十四円

四

|電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 都 郵便番号 163-8001 定 価 本号 一箇月 六、六〇〇円円 美 印 刷

(郵送料を含む°) | 印 | 電話 ○三(三八一二)五二○一(代)ハ 六、六○○円 | 刷 | 東京都文京区白山一丁目十三番七号ハ 六、六〇〇円 | 所 | 勝 | 美 | 臼 | 吊 | 材 | 云 | 会 | 社 |東京都文京区白山一丁目十三番七号 株 式 会 社 郵便番号

リサイクル適性(例)